

## 2019年度 大分県立大分工業高等学校定時制 運動部 活動方針

### 1 活動目標

- (1)部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2)定時制高校の特徴や生徒の状況等を鑑み、無理のない範囲で個性の伸張や主体性の涵養等を行う。
- (3)余暇の善用を図り、生涯教育の一環として楽しみながら活動に取り組む姿勢を育む。

### 2 休養日及び活動時間

#### (1) 活動時間

原則として、指定された活動日以外は活動中止とする。また、所定の活動期間内に於ける平日の活動時間は、原則として2時間以内を遵守する。全国大会等に備えた特定の活動日に関しても、同様に2時間以内の取り組みで終了し、可能な限り短時間かつ合理的で効率的な活動を行うものとする。

※ただし、練習試合や大会参加時は除くものとする。

#### (2) 休養日

指定された活動期間内に於いても、週2日以上 of 休養日を設ける。ただし、競技種目の特性や大会・シーズン等により、校長が認める場合は、週1日以上 of 週休日を休養日とする。

#### (3) その他

- ① 定期試験前1週間は、原則として活動中止とする。
- ② 特に、設定された活動日以外に活動する場合は、その旨を学校幹部に申し出た上で活動許可を得ること。その際の活動時間は、同様に2時間以内を遵守する。

### 3 その他

#### (1) 安全・安心な活動について

原則として、気象庁の高温注意・雷注意情報等が発せられた場合は、活動を休止する等の対策を講じるなど熱中症事故の防止に向けた安全確保を徹底する。

#### (2) 参加する大会について

学校単位で参加する大会は、以下を基準とする。

- ① 高体連の主催、共催、後援する大会とする。
- ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める。

#### (3) 年間活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに指定された期間(5~6月期)の活動計画について

特別活動部は、年間活動計画により、年間の活動日や休養日及び参加予定大会日程等を明確にし、部員や保護者に情報提供を行う。また、指定された期間(5~6月期)の活動計画についても同様とする。